

## 食品衛生法施行条例のパブリックコメント結果について

平成23年8月16日

くらしの安心推進課

生食用食肉の衛生基準、生食用レバーの提供禁止及び飲食店等の施設基準の緩和を主な改正点とした「鳥取県食品衛生法施行条例の改正」について、7月26日から8月12日にかけてパブリックコメントを実施しました。結果は次のとおりでした。

なお、8月12日から18日まで県民参画電子アンケート（約200人）も実施中です。

### ○生食用レバーの提供禁止に対する「賛成」意見： 1件

- ・食品衛生責任者講習で生レバーの危険性を聞き、法規制がないことに違和感があった。焼肉店等もリスク覚悟で提供するより、一括禁止の方が公平になるのではないかと。

### ○ 生食用レバーの提供禁止に対する「反対」意見： 263件

【うち218件は米子市内の焼肉店(牛松)から一括送付されたもの】

意見の主な内容とその件数

意見の主な内容	件数
生ガキや刺身など他の生食を禁止せずに肉だけを禁止するのは統一性がない	12
条例で禁止しなくても、提供者と消費者の「自己責任」でよい	13
食文化であり条例での禁止は不要	15
食中毒の危険性についての店頭表示や注意喚起のみの規制でよい	3
生レバーの提供が禁止されれば経営圧迫につながる	8
資格制や許可制にしてはどうか	13
提供禁止ではなく、監視徹底等の県の対応を条例化すべき	4
提供禁止でなく、罰則を強化すべき	4
生レバーの検査を法律で義務付ければよい	1
提供禁止より、生レバーが食べられる環境づくりを行うべき	18
禁止に反対(生レバーが好き、生レバーが食べたい、禁止は困る 等)	127
衛生的な店で適切に処理すればよい	23
飲食店で提供できなくなるにより、家庭での食中毒が増えるのではないかと	4
県のパフォーマンスとしか思えない	2
この度の食中毒を起こした一部の店の問題で全体を規制するのはどうか	13
国の基準や調査結果を待って、それに準じればよいのではないかと	3
(合計)	263

### ○ 生食用食肉の処理方法等に対する「賛成」意見： 1件

- ・肉の取扱いに関する条例の一部改正は妥当。ただし、焼肉店等にかかる負担を軽減する助成制度などの納得できる施策が必要。

### ○飲食店等の施設基準の緩和に対する「賛成」意見： 1件

- ・将来農家民宿を考えている。参入しやすくなるので、地域活性化すると考える。衛生管理ができていのかチェック体制を整えることも必要。